

使っていますか？ LINEの リッチメニュー

広報室 ☎224-5495 ☎225-2171

いまや生活必需品ともいえるスマートフォン(スマホ)。その普及率も右肩上がり、60代で9割超、70代で8割超、80代前半でも6割超の方がスマホを所有しているとの調査結果があります*¹。その中でも通信アプリの「LINE」は、スマホ・携帯電話所有者の83.7%が利用しており、70代でも72.7%と利用率が高くなっています*²。

*1・2 出典 NTTドコモ モバイル社会研究所ホームページ

本市もLINEを用い、防災情報をはじめ、さまざまな情報を発信していますので、登録がまだの方はこの機会にぜひ友だち登録してください。



川越市LINE
公式アカウント

また、川越市LINE公式アカウントのトーク画面下部に表示されるタイル状のメニューを「リッチメニュー」といい、タップするだけで知りたい情報をすぐ手に入れたり、メールアドレス等を入力しなくても「川越市電子申請・届出サービス」を利用できたりするなど、とても便利な機能です。ぜひご活用ください。



2ページのおいしい川越農産物提供店「お店からのプレゼント」に川越市LINE公式アカウントから応募する方法をご紹介します！



リッチメニューが表示されていないときは、まず最下部をタップ

「お店からのプレゼント」をタップし、表示された市圏にあるリンクからアンケート項目に答えて応募してください！

広報川越に広告を掲載できます！

1012566 ID

広報室 ☎224-5495 ☎225-2171

広報川越では、財源の確保と地域経済の活性化を目的として、広告を掲載しています。

発行部数は約17万部。市民の皆さんに広告効果が期待できる広報川越に広告を掲載してみませんか。

▲ 広告取扱業者

(株)ウィット
大阪府高槻市城北町1丁目14-17-501
☎072-668-3275

広告掲載の費用や申し込み等について詳しくは直接、(株)ウィットにお尋ねください

広報川越について	
規格	A4判、平均24ページ
発行日	毎月1日(年12回)
発行部数	約170,000部 (発行月によっては増減する場合があります)
配布エリア	市内の全世帯、市民センター・公民館・図書館などの公共施設、市内の駅・病院など

▲ 掲載できない広告 (広告掲載要綱から抜粋)

- ①法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ②公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③政治性又は宗教性のあるもの
- ④個人又は団体の名刺広告又は意見広告
- ⑤消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ⑥青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- ⑦良好な美観風致を害するおそれのあるもの
- ⑧前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが不相当であると市長が認めるもの

掲載広告について	
色数・枠数	1号につき2色=3枠 4色=2枠
サイズ	1枠 縦49mm×横176mm (1段) (1枠を均等に2分割・3分割することも可能)
掲載場所	2色=「催し・募集」の最下段 4色=裏表紙の下2段

一番街で「歩行者天国」を 試行的に実施します

交通政策課 ☎224-5519

Fax 225-9800

5月3日(祝)～5日(祝)
午前11時～午後5時

蔵造りの町並みが広がる一番街周辺は、観光拠点として多くの方が訪れる一方、複数のバス路線が通る幹線道路・生活道路でもあり、通過交通が多く人と車が錯綜する状態となっています。

昨年実施したアンケートでは、一番街の交通環境を危険と感じる方が多く、交通規制の実施について、比較的肯定的な傾向が見られましたが、交通規制の影響が大きい地域では、否定的な意見も一定数ありました。このため、歩行者天国を試行的に実施し、交通規制の影響等をより丁寧に検証した上で、地域の生活環境を確保しつつ、歩行者が安心・安全に過ごすことができる交通環境の形成を目指します。

◆実施範囲

札の辻交差点～仲町交差点(一番街)

◆実施内容

5月3日(祝)・4日(祝)・5日(祝)の午前11時から午後5時までの間、歩行者用道路(歩行者天国)

◆実施主体

川越市・川越警察署



* バスの運行に関しては、各バス事業者にご確認ください。

イーグルバス(株)川越営業所 ☎233-3711

東武バスウエスト(株)川越営業事務所 ☎222-0671

期間中は、迂回する車両で周辺道路の混雑が予想されます。

公共交通機関等を利用するなど、中心市街地の交通量削減にご協力をお願いします。



4.1^火 スタート

「川越市客引き行為等の防止に関する条例」が施行されます

1017170 ID

罰則等は7.1^火～

防犯・交通安全課 ☎224-5721

Fax 224-6705

近年、クレアモールを中心とした市内の繁華街において、客引き行為者による道路上での立ちふさがりや通行人へのつきまとい行為等により、市民や通行人が安心して通行できる環境が妨げられている状況が発生しています。

そこで本市は、公共の場所における客引き行為等の防止に関し必要な事項を定め、客引き行為等の防止を図ることで、市民や本市に来る方が公共の場所を安心して通行できる快適な環境を確保し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、「川越市客引き行為等の防止に関する条例」を制定しました。

条例では、禁止行為や重点区域の指定、指導等の実施、罰則の適用等について定めています。なお、罰則等条例の一部については、7月1日^火から施行します。

◆禁止行為

- 何人も、公共の場所において客引き行為等を行ったり、行わせたりしてはならないものとします(市内全域)
- 客引き行為等の定義(業種を問わず、道路、公園などの公共の場所で行われるもの)

①客引き行為

通行人その他不特定の方の中から相手方を特定した上で、立ちふさがり、追従する等の平穏な通行を妨げる行為により、客となるよう誘うこと



②客待ち行為

客引き行為をする目的で、相手方となるべき人を待つこと

*この条例による規制の対象とならない行為例(相手を特定しない広報、宣伝、集客等)

- 不特定多数の人に対し、ティッシュ・チラシを配る行為、単に看板をもって宣伝する行為
- 不特定多数の人に対して「いらっしゃい、いらっしゃい」等と呼びかける行為
- 署名、募金などの社会的活動やアンケート調査

◆罰則等(施行は令和7年7月1日^火から)

- 重点区域内において禁止行為をしている者に対し、当該禁止行為を中止するよう必要な指導をできるものとします
- 指導を受けた者がさらに客引き行為を行ったり、または行わせたりしている場合は、当該行為を中止するよう勧告し、さらには命令することができるものとします
- 指導、勧告若しくは、命令を行うにあたり、当該違反行為をビデオカメラ等で撮影することができるものとします
- 命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、当該命令の内容等を公表することができるものとします
- 命令に違反した者は、5万円以下の過料に処するものとします
- 店舗や事業者等の従業員が過料に処された場合は、その店舗や事業者等も過料に処することがあります

◆重点区域の指定

この条例の目的を達成するため特に必要があると認める区域を客引き行為等防止重点区域(以下「重点区域」という)とし、「クレアモール周辺区域」を重点区域として指定します。



空き地を適正に管理しましょう

環境対策課 ☎224-5894
☎225-9800

空き地の所有者・管理者へ

人が住まなくなったり、使用されなくなった空き地に雑草や樹木が繁茂し、近隣の家や道路に越境する等の相談が市に多く寄せられています。

管理不全の空き地は景観を悪化させるだけでなく、地域の衛生面や安全面にも悪影響を及ぼします。特に雑草が繁茂すると、周囲に不快感を与えるほか、夏季は毛虫等の害虫の発生、冬季は枯れ草による火災発生の原因となります。

空き地の所有者・管理者は、日頃から次の項目をチェックして、思わぬトラブルの原因とならないように日頃の管理を適切に行ってください。

- 草木が伸びたり、害虫などが発生したりしていませんか？
- 立ち木が伸びすぎて近隣の人の迷惑になっていませんか？
- 無断駐車やごみの投棄をされていませんか？

*直接管理が行えない場合は、除草や剪定ができる業者に依頼してください。

*除草した草はそのまま放置せず、業者に依頼するか、ごみ袋に入れて収集日に出すなど適正に処分してください。

空き地の雑草等でお困りの方へ

空き地の雑草等で迷惑しているが土地所有者がわからない、などの理由でお困りの場合は、市で空き地の状況と所有者(管理者)の調査を行い、土地の所有者(管理者)に適正管理指導を行います。

困り事	相談先
空き地の雑草等	環境対策課 ☎224-5894
農地(田・畑・不耕作地)に繁茂する雑草等	農業委員会事務局 ☎224-6134
市道の雑草や市道に出ている木の枝等	道路環境整備課 ☎224-6029
空き家の管理不全等でお困りの場合	防犯・交通安全課 ☎224-5721

- ⚠ 注意! ⚠
- すみやかに除草等が行われない場合でも、市が強制的に除草等をすることはありません。
 - 土地所有者の死亡や相続等の諸事情により、対応に時間を要する場合があります。

越境した木の枝の切り取りルールが改正されました

これまでは、隣の土地から境界を越えて木の枝が伸びてきた場合、自分で切り取ることはできず、その木の所有者に切ってもらるか、訴えを起こして切除を命ずる判決を得て強制執行の手続きをとる必要がありました。

令和5年4月1日の民法改正により、越境された土地の所有者は、木の所有者に枝を切り取らせる必要があるという原則を維持しつつも、次のいずれかの場合には、枝を自ら切り取ることができるようになりました(民法第233条3項1～3号)。

- ①竹木の所有者に越境した枝を切除するよう勧告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき
- ②竹木の所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができないとき
- ③急迫の事情があるとき

作業前に相談を!

越境した枝の切り取りを考えた場合には、トラブルを避けるため、**事前に**弁護士や司法書士等へご相談ください。



Q. 勧告してからどのくらい待てば良い?

A. ①の「相当期間」とは、越境した枝を切り取るために必要な時間的猶予を与える趣旨であり、事案によりますが、基本的には2週間程度と考えられます。

Q. かかった費用は請求しても良い?

A. 越境した枝の切り取り費用は、枝が越境して土地所有権を侵害していることや、土地所有者が枝を切り取るにより木の所有者が本来負っている枝の切除義務を免れることを踏まえ、基本的には、木の所有者に請求できると考えられます(民法第703条、第709条)。

Q. 枝を切るのに勝手に隣地へ入っても良い?

A. 越境した枝を切り取るのに必要な範囲で、隣地を使用することができます(民法第209条)。

◆市の無料法律相談 ☎224-5022(事前予約制)

1002251 (ID)

相談は年3回まで。オンライン相談もあります。

これからも国保を安定して運営するために

1002198 ID

～国民健康保険税(国保税)の税率等を改定しました～

国民健康保険課 ☎224-5833

☎224-7318

市は令和8年度までの赤字の解消を目指しています。「川越市国民健康保険赤字解消・削減計画書」では、同9年度の保険税水準の準統一に向け、保険税が急激に増加しないよう、段階的に標準保険税率(毎年度県から示される)に近づけていくこととしています。今後の国保の安定的な運営のため、令和7年度課税において、保険税率等の改定を次のとおり行いました。

令和7年度保険税率等

国保税は、医療保険分、後期高齢者支援金等分、介護保険分の3つの区分ごとに求めた合算額が年税額となり、世帯主が納税義務者です。

それぞれの区分は、前年中の所得に基づいて計算する所得割額と、1人当たり定額の均等割額から構成されます。

また、区分ごとに課税額の上限となる課税限度額があります。

区分	課税内訳	令和6年度	令和7年度	差
医療保険分	所得割税率	7.25%	7.25%	－
	均等割額(1人当たり)	31,000円	36,300円	5,300円
	課税限度額(1世帯当たり)	65万円	65万円	－
後期高齢者支援金等分	所得割税率	2.40%	2.70%	+0.30%
	均等割額(1人当たり)	11,200円	14,100円	2,900円
	課税限度額(1世帯当たり)	22万円	24万円	2万円
介護保険分 (40～64歳までの方が対象)	所得割税率	2.00%	2.20%	+0.20%
	均等割額(1人当たり)	13,600円	15,000円	1,400円
	課税限度額(1世帯当たり)	17万円	17万円	－

区分ごとの計算式(所得割額と均等割額を合計し、100円未満を切り捨て)

所得割額…(総所得金額等－基礎控除額43万円)×所得割税率(加入者ごとに計算し、世帯で合算)

均等割額…均等割額(1人当たり)×国保加入者の人数(世帯で合算)

モデルケースでの年間国保税額の試算



- 1人世帯(68歳単身)
- 年金収入110万円(所得0円)
- 介護保険分はなし

令和6年度	12,600円 (均等割7割軽減)
令和7年度	15,000円 (均等割7割軽減)
差額	+2,400円



- 2人世帯(68歳夫婦)
- 世帯主＝年金収入200万円(所得90万円)、
配偶者＝年金収入60万円(所得0円)
- 介護保険分はなし

令和6年度	87,400円(均等割5割軽減)
令和7年度	97,000円(均等割5割軽減)
差額	+9,600円



- 3人世帯(45歳夫婦と中学生)
- 世帯主のみ給与収入350万円
(所得237万円)
- 介護保険分はあり(2人)

令和6年度	379,700円
令和7年度	416,700円
差額	+37,000円

* 令和7年度の具体的な税額は、7月中旬に国保加入世帯の世帯主へ発送する国民健康保険税納税通知書を確認してください。

健康寿命の延伸を目指して

国民健康保険課 ☎224-6147 ☎224-7318

国保に加入している皆さんの健康増進と健康寿命の延伸を目指し、次のような取り組みを進めています。

◆特定健康診査・特定保健指導 1002191 ID

40歳以上の加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した健康診査(特定健診)を行っています。受診者の中から抽選でプレゼントが当たるキャンペーンや、特定健診を受けずに自費で受けた人間ドック等の費用の一部助成もあります。ぜひ特定健診を受診しましょう。

また、特定健診の結果から生活習慣病になるリスクが高い方を対象に「特定保健指導」を無料で行い、生活習慣改善のサポートをしています。指導を受けた方の中には、体重や腹囲の減少のほか、体調が良くなった、体力・筋力がついてきた等、良い変化が見られています。対象になったら、ぜひ特定保健指導を受けましょう。



◆糖尿病性腎症重症化予防事業

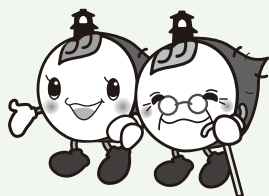
糖尿病が重症化し、人工透析へ移行することを防ぐため、リスクのある方を対象に医療機関への受診勧奨や、専門職による保健指導を無料で行っています。

◆脳ドックの費用助成 1002186 ID

脳血管障害、脳腫瘍などの疾患の早期発見とその予防のため、脳ドックに対し、検査日時時点で40歳以上74歳以下の加入者を対象に費用の助成を行っています。

◆ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用促進 1002187 ID

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の品質・有効性・安全性を持つ医薬品です。開発費が抑えられるため、新薬より安価です。飲みやすいように工夫したものもあります。ジェネリック医薬品を活用しましょう。



高齢者の生きがい・生活を 支援します

1006679 (ID)

高齢者いきがい課 ☎224-5809
☎229-4382

*** 市内に住所のある方が対象です。**

◆敬老マッサージサービス

あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうのいずれかを年度に1回、無料で受けられる利用券を交付します。

☎70歳以上(年度内に70歳に達する方を含む)

☎同課・市民センター・川越駅西口連絡所

◆健康ふれあい入浴利用券

入浴施設を利用する際に1回200円を補助する利用券を交付します(年度内6回分)。利用可能施設についてはお尋ねください。

☎65歳以上

☎同課・市民センター・川越駅西口連絡所

◆市内循環バス(川越シャトル)特別乗車証の交付

70歳以上の方に割引運賃または無料で乗車できる特別乗車証を交付します。

¥1乗車100円(90歳以上無料)

☎同課・市民センター・川越駅西口連絡所

* 障害のある方については、障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033にお尋ねください。

◆介護支援いきいきポイント事業

市の指定する介護関連施設などでボランティア活動を行うと、その実績によってポイントがたまります。たまったポイントは、翌年度に最大5,000円の奨励金または市の特産品などと交換できます。

☎65歳以上(川越市介護保険の第1号被保険者)

◆要介護高齢者手当の支給

☎在宅で要介護3~5の65歳以上(医療保険での入院は対象)

¥月額8,000円(申請月から支給します)

◆訪問理美容サービス

理・美容師が高齢者の居宅を訪問し、調髪・カットを行います。利用回数は年度内4回までです(申請月により回数が異なります)。

☎在宅で、要支援・要介護認定を受けている、理・美容院へ行くことが困難な65歳以上

¥1回当たり2,000円

◆消防局へ直通の緊急通報システムの貸与

☎一人暮らし(8時間以上1人になる方を含む)などで、慢性疾患により常時注意を要し、固定電話回線がある、おおむね65歳以上

¥一人暮らしの方は設置工事料無料。8時間以上1人になる方等の世帯は、世帯の所得状況により自己負担あり

◆紙おむつの給付

月額5,000円の範囲内で、申請の翌月から紙おむつを給付します。

☎在宅の要介護1~5で、常時失禁の状態にあり、排泄の介助が必要な65歳以上(要介護1~3の方は、要介護認定調査資料に基づき、受給の可否を判断します)

◆配食サービス

1日1食(昼食または夕食分)、週4食まで。調理された食事を自宅に届け、安否を確認します。

☎在宅で、老衰・心身の障害・疾病等により調理や買い物が困難な方のうち次のいずれかの要件を満たす65歳以上①一人暮らし、②家族等が疾病・就労等の理由で食事の支援を受けることが困難

¥1食当たり500円

◆成年後見制度の利用支援

川越市成年後見センター(オアシス3階)で、成年後見制度の申し立て手続きの支援や関係機関の案内などを行います。

☎川越市成年後見センター ☎225-5703 ☎226-7666

◆居宅改善費助成

手すり設置や段差解消などの居宅改善費用の一部を助成します。助成を受けるには事前の申請が必要です。なお、助成決定前の着工は無効です。

☎要支援・要介護認定を受けていない65歳以上で、本人および同居者の市民税所得割額が10万円以下

¥対象経費の3分の1(限度額10万円)

*** このほかにも事業を実施しています。詳しくは、同課(本庁舎3階)・市民センター・川越駅西口連絡所で配布する高齢者サービスのしおり・市民のしおり・市図を確認するか、お尋ねください。**

高齢者帯状疱疹定期予防接種が始まります

1006110 ID

(3月14日現在。内容が変更される場合があります)

健康管理課 ☎229-4123 ☎225-2817

帯状疱疹とは

帯状疱疹は、過去に水痘(水ぼうそう)にかかった際、体の中に潜伏した水痘帯状疱疹ウイルスが再活性化することにより、典型的には体の左右どちらかに帯状に、時に痛みを伴う水疱が出現する病気です。合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「帯状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。帯状疱疹は、70歳台で発症する方が最も多くなっています。

■4月1日(火)～

■接種日時で川越市に住民登録がある方で、次のいずれかに該当する方①年度内(令和7年度は4月1日(火)から来年3月31日(火)まで)に65歳を迎える(昭和35年4月2日から同36年4月1日生まれ)、②60歳以上64歳以下でヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能、③令和7年度から同11年度までの5年間の経過措置として、その年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳を迎える

*100歳以上の方については、令和7年度に限り全員が対象。

■接種を希望する予防接種実施医療機関に直接お問い合わせください(接種券はありません)。

◆接種場所(予防接種実施医療機関)

①市内＝健康づくりスケジュールをご確認ください

②市外＝埼玉県医師会「定期予防接種相互乗り入れ」を確認するか、同課にお尋ねください

*上記以外の医療機関で接種を希望する場合は、事前の手続きが必要です。接種前に同課にお尋ねください。



埼玉県
医師会

◆他のワクチンとの同時接種・接種間隔

いずれの帯状疱疹ワクチンについても、医師が特に必要と認めた場合は、高齢者肺炎球菌ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。ただし、生ワクチンについては、他の生ワクチンと27日以上の間隔をおいて接種してください。

◆帯状疱疹ワクチンの種類(接種はどちらか一方のみ)

ワクチンの種類	生ワクチン	不活化ワクチン
ワクチン(メーカー)	ビケン(阪大微研)	シングリックス(GSK社)
接種回数(方法)	1回(皮下接種)	2回(筋肉内接種)
発症予防効果	4～6割	7～9割
持続期間	5年程度	10年以上
副反応等	●接種部位の発赤…30%以上 ●接種部位の腫脹、疼痛、硬結等…10%以上 ●発疹、倦怠感…1%以上 ●アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎…頻度不明	●接種部位の疼痛…70%以上 ●接種部位の発赤、筋肉痛、疲労…30%以上 ●接種部位の腫脹、悪寒、発熱等…10%以上 ●痒み、倦怠感、その他の疼痛…1%以上 ●ショック、アナフィラキシー…頻度不明
接種費用	5,060円	18,260円(1回につき)
	*生活保護受給世帯の方、中国残留邦人等支援給付制度受給者は無料	

*病気や治療により免疫が低下している方は、生ワクチンを接種することはできません。

◆接種当日の持ち物

①市内予防接種実施医療機関＝保険証など氏名・生年月日・住所を確認できる物

②市外予防接種実施医療機関＝保険証など氏名・生年月日・住所を確認できる物と高齢者帯状疱疹予防接種予診票

*予診票は、市内の予防接種実施医療機関・同課(総合保健センター1階)・市民課(本庁舎1階)・市民センター・川越駅西口連絡所にあります(3月28日(金)から配布開始)。

*生活保護受給世帯の方は受給者証、中国残留邦人等支援給付制度受給者は本人確認証、60歳以上64歳以下の方は身体障害者手帳や診断書など接種対象であることがわかる物を持参してください。

インターネット通販での定期購入トラブルにご注意!

広聴課 ☎224-6162 ☎222-5454

クーポン券を使うと契約内容が変更されるケースがあります。最終確認画面・クーポン等を確認し、スクリーンショットや写真で保存しておきましょう。

疑問や不安が生じた場合は、消費生活センターなどに相談しましょう。

消費に関わる相談は川越市消費生活センター(広聴課内) ☎224-6162 (土・日曜日、祝・休日を除く午前10時～正午▶午後1時～4時)にお尋ねください。



© 埼玉県消費生活課



川越市で、働こう！ ～市職員募集～

1017093 ID

職員課 ☎224-5553 ☎225-2895

令和8年
4月1日
採用

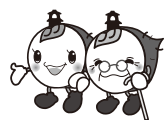


内定(予定)
令和7年
6月末

Webで
簡単
申し込み



申込期限
4月7日(月)
午後5時
まで

締め切り
迫る！

募集職種

職種		採用予定人員
事務	大学	10人
	短大	
土木		5人
建築		4人
電気		1人
機械		1人

*採用予定人員は、欠員状況等により変更になる場合があります。

試験科目

一次 試験	筆記(SPI3) 面接(個人)
二次 試験	性格適性検査(Web) 面接(個人)

論文やグループワークがなく、
面接も集団ではないため、他自
治体より受けやすい
試験です。

内定も早くて安心。
ぜひご応募を！



フリガナ 新たに氏名の振り仮名が戸籍に記載されます

全5回

1014013 ID

市民課 ☎224-5747 ☎225-5371

現在、戸籍に氏名の振り仮名の記載はありませんが、戸籍法の改正により、5月26日(月)から順次記載されます。これにより、氏名の読み間違いの防止や、各種手続きの円滑化が期待されています。

シリーズ④ 戸籍ってなに？ ～振り仮名の通知から記載までのスケジュール～

① 記載する予定の振り仮名の通知(5月26日(月)以降、順次送付)

本籍地の市区町村から戸籍に記載する予定の振り仮名を筆頭者宛てに通知します。

② 氏名の振り仮名の届出受付(5月26日(月)から来年5月25日(月)まで)

通知された氏名の振り仮名が普段使っている振り仮名と違った場合は、必ず振り仮名の届け出をしてください。

届け出できる人…氏の振り仮名＝原則、戸籍の筆頭者
名の振り仮名＝本人、法定代理人

届け出方法…マイナポータルでオンライン申請・【郵】・【窓】

③ 市区町村長による振り仮名の記載(来年5月26日(月)以降)

来年5月25日(月)までに届け出がなかった場合、市区町村の職権で通知された氏名の振り仮名が戸籍に記載されます。なお、市区町村長の職権で記載された振り仮名は、一度だけ家庭裁判所の許可を得ずに変更することができません。

まずは通知が届くのを待っててね！
通知が届いたら、書いてある振り仮名が
普段使っているものと同じかチェック！
同じだったら届け出は不要だよ！



次回は氏名の振り仮名の手続きが必要かどうか
確認するフローチャートを掲載します！

もりど 盛土規制法の運用を開始します

1015971 ID

開発指導課 図224-5978 図225-9800

令和3年7月に静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生したことを機に、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称「盛土規制法」)が同5年5月26日に施行されました。

本市では、本年5月26日(月)に市全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、盛土規制法の運用を開始します。

許可対象となる盛土等の規模 (宅地造成等工事規制区域内)

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば... ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

*「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば... ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ図		

*⑥・⑦については、地盤面との標高の差が50cmを超えるものとして、細則で定める予定です。

無許可で盛土を行うなど悪質な場合は、罰則の対象となります。

- 最大で懲役3年以下
- 罰金1,000万円以下
- 法人に対しては、最大3億円以下

盛土規制法パンフレット(国土交通省・農林水産省・林野庁)を一部加工

地区計画、ご存じですか

1010611 ID

都市計画課 図224-5945 図225-9800

住みよい環境の整備や豊かな自然の保全など、その地区の特性に応じたまちづくりのため、市内の一部の地域では地区計画が定められています。住民の皆さんの意向を反映し、より地区の実情に合ったまちづくりを進めます。

■地区計画って何?

生活に身近な地区を単位として、建築物の建て方や用途などについて、地区の特性に応じたルールを定めた、都市計画法に基づく計画です。

■どんなルールがあるの?

地区計画では、建築物の用途の制限、建築物の最高高さや最低敷地面積、壁面の位置、垣・柵の構造制限などを定めています。地区計画のルールは地区によって異なります。

■工事着手の30日前までに届け出が必要です!

地区計画が定められている区域内で、建築物の新築・増築・改築や工作物の新築・増築などの工事を行うときは、工事着手の30日前までに同課(本庁舎5階)へ届け出が必要です。

地区計画実施箇所

- ①川鶴笠幡地区 ②川越笠幡水久保地区 ③霞ヶ関地区 ④南古谷駅西地区 ⑤四都野台地区 ⑥上戸新町地区
- ⑦藤木地区 ⑧笠幡東前原地区 ⑨大塚新田南大塚地区 ⑩川越駅西口地区 ⑪鴨田地区
- ⑫西部地域振興ふれあい拠点地区 ⑬新河岸駅周辺地区 ⑭東田町地区 ⑮本川越駅西口周辺地区
- ⑯霞ヶ関駅北口周辺地区 ⑰増形地区 ⑱圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区

地区のルールによっては、建築確認申請が不要な小規模な増築、垣・柵の設置、物置・車庫の設置等でも届け出が必要な場合があります。事前にご確認ください。

未届けでの設置が多い行為の例

●ブロック塀やフェンスなどの設置

→「垣又はさくの構造の制限」に該当する場合があります。

●屋根付き車庫や屋根付き駐輪場、物置などの設置

→「壁面の位置の制限」や「建ぺい率」、「容積率」などに該当する場合があります。

地区計画は、地区内の土地を持つ皆さんとの合意に基づいて決定しています。住民の皆さん一人ひとりがルールを守ることによって、その地区の環境が保たれます。地区計画が定められている区域内にお住まいの方や、これからお住まいになる方は、計画の内容をご確認の上、必要な届け出をお願いします。





土曜日にマイナンバーカード の電子証明書を更新できます

市民課 ㉔224-6178㉔225-5371

次の日程・会場で実施しますので、ぜひご利用ください。

- 日①4月26日(土)、6月14日(土)=高階市民センター、
②5月10日(土)、6月28日(土)=大東市民センター、
③5月24日(土)=名細市民センター

時①午前9時～11時45分、②午後1時～5時

持本人のマイナンバーカード(要暗証番号)

* 暗証番号がわからない場合は、マイナンバーカードのほかに本人確認書類を持参してください。



令和7年度固定資産評価額等 を確認できます

1017196 ID

資産税課 ㉔224-5642㉔226-2539

◆土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

自己の所有する土地・家屋の評価額について、他と比較して適正であるかを確認できます。

日4月1日(木)～6月2日(月)(土・日曜日、祝・休日を除く)

対納税者、同一世帯の親族、納税管理人、納税者の委任状(法人の場合は代表者印のある物)を持つ方

◆固定資産課税台帳の閲覧

自己の所有する土地・家屋・償却資産の課税内容を確認できます。上記縦覧期間中は「^な寄帳兼課税台帳の写し」を無料交付します。

対納税義務者、同一世帯の親族、納税管理人、納税義務者からの委任状(法人の場合は代表者印の押印のあるもの)を持つ方

◆縦覧・閲覧の会場は同課(本庁舎2階)です

持本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード)、前年度の納税通知書等

* 納税者または納税義務者が亡くなっている場合は、「法定相続情報一覧図の写し」(法務局の登記官の認証文が付されたもの)、または①納税者または納税義務者(被相続人)の死亡の事実が記載された戸籍謄本、除籍謄本等(住民票は不可)および②申請者(相続人)と納税者または納税義務者(被相続人)の相続関係が確認できる書類(戸籍謄本、除籍謄本、公正証書遺言等)

◆「^な寄帳兼課税台帳の写し」は郵送でも請求できます

6月2日(月)(必着)まで。申請書など詳しくは、市㉔をご確認ください。

「川越市こども計画」の公表

1017125 ID

こども政策課 ㉔224-6278㉔223-8786

「誰一人取り残さず、全てのこども・若者の権利を保障し、一人ひとりの最善の利益を第一に考える。そして、子育て当事者のほか、地域全体が一丸となって子育てを後押ししていく」という強い想いを込め、3月に「川越市こども計画」を策定しました。本計画では、基本理念として掲げる「全てのこども・若者が自分らしく輝き健やかに成長し、地域全体で子育てできるまち川越」を実現し、本市の次代を担う子ども・若者が健やかに成長でき、地域全体で子育てできるまちを目指します。本計画は同課(本庁舎3階)・市民センター・川越駅西口連絡所・児童館・公民館・図書館・市㉔で確認できます。

児童扶養手当等の支給額が 変わります

児童扶養手当と特別児童扶養手当の額は、物価変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」がとられています。令和6年全国消費者物価指数の物価変動率(+2.7%)が公表されたことを踏まえ、4月分から次のとおり支給額が改定されます。

◆児童扶養手当の支給額 1004145 ID

こども家庭課 ㉔224-5821㉔225-5218

18歳になった年の年度末(一定の障害がある場合は20歳)までの子どもを育てている方のうち、離婚・死別・未婚などによりひとり親に該当する方や、父または母に一定の障害がある子どもを育てている方に支給される手当です。

子の人数	月額 (全部支給)	月額 (一部支給)
1人目	46,690円	11,010～46,680円
2人目以降 加算額	1人につき 11,030円	1人につき 5,520～11,020円

◆特別児童扶養手当の支給額 1004146 ID

こども政策課 ㉔224-6278㉔223-8786

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている方に支給される手当です。

障害の状態	月額(1人あたり)
1級(重度)	56,800円
2級(中度)	37,830円

春の全国交通安全運動

防犯・交通安全課 ☎224-5721 ☎224-6705

4月6日(日)から15日(火)は春の全国交通安全運動期間です。一人ひとりがいつも以上に安全運転を意識し、事故防止に努めましょう。昨年、市内では、交差点内での歩行者の巻き込みや道路横断中の高齢歩行者との衝突による死亡事故などが発生しています。ドライバーは、横断歩道を通る際、直前で停止可能な速度で進行し、歩行者がいるときは横断歩道の手前で一時停止して、通行を妨げないようにしましょう。

春の全国交通安全運動出発式および街頭広報

☎4月4日(金)午前10時～(雨天中止)

☎ウェスタ川越交流広場

がん検診を受けましょう

1006116 ID

健康管理課 ☎229-4126 ☎225-2817

日本人の死因別死亡率第1位は「がん」です。がんは早期に発見し、治療すれば生存率が高まります。しかし多くの場合、初期の段階ではほとんど自覚症状がありません。体の中に潜んでいるがんを見つける効果的な方法が、がん検診です。定期的にがん検診を受けましょう。がん検診の申込方法など詳しくは、この広報川越と同時期に配布される「令和7年度版健康づくりスケジュール」または市☎で確認できます。



自立相談支援センターにご相談ください

1007012 ID

生活福祉課 ☎224-5784 ☎224-6148

お金(家計)や仕事、住まいの事などでお困りの場合は、できるだけ早く予防策を講じ、その状況が複雑・深刻になる前に問題解決を図ることが重要です。

自立相談支援センター(市民サービスステーション内)では、専門の支援員が寄り添いながら、生活で困っている方の相談に乗り、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行っています。

次のような事でお困りの方は、同センターまでお尋ねください。

- 収入がない、年金だけでは生活が苦しい
- 仕事が見つからない、就職活動の仕方が分からない
- 家賃や転居費用が払えない、住居確保給付金について知りたい
- 税金や光熱水費が払えない、借金の支払いが大変
- 家計を見直したい
- 子どもに勉強をさせてあげたいが、お金に余裕がない
- どこに相談してよいかわからない

☎月～土曜日(祝・休日、年末年始を除く)、午前9時30分～午後6時15分

☎同センター ☎293-9413 ☎293-9419



自治会に加入しましょう！

1001785 ID

地域づくり推進課 ☎224-5705 ☎224-6705

自治会は、住みよい豊かなまちづくりを目指して、環境美化・防災・防犯など、さまざまな活動を地域で行っている自主的な団体です。

自治会に加入し、地域の活動に参加してみませんか。お住まいの地域の自治会が分からない方は、同課にお尋ねください。



夏休み学習教室



赤ちゃんのための防災講座

災害時における物資調達に関する協定を締結しました

1016135 ID

防災危機管理室 ☎224-5554 ☎225-2895

1月24日にスギホールディングス(株)と「災害時における物資調達に関する協定」を締結しました。

本協定締結により、災害時において調剤薬を除く医薬品・医療用品や生活必需品等の物資の提供を受けることで、市民生活の安定に役立つことが期待されます。





緑を増やし、緑を守る活動にご協力を

環境政策課 ☎224-5866 ☎225-9800

潤いと安らぎのあるまちとするため、緑を増やし、緑を守るさまざまな活動を応援します。

◆緑の募金(家庭募金)にご協力を

市内の緑化に役立てるため、自治会を通じて募金を行います。

☎5月1日(木)～31日(土)

◆「川越市緑の基金」にご協力を

市内の緑化推進・緑地保全のため、市独自で基金の積み立てを行っています。募金箱は、庁舎案内(本庁舎1階)と同課(本庁舎5階)にあります。募金協力者には花の種をプレゼントします。



◆市民花壇 1008454 (ID)

一定要件を満たす花壇を「市民花壇」に指定し、地域団体の皆さんに市から支給する花の植え替えや、水やり・除草などをお願いしています。新たに市民花壇の指定を希望し、花壇工事を伴う場合は、8月29日(金)までに申請してください。

◆市民の森指定 1002545 (ID)

個人などが所有する樹林に散策路や休憩施設などを整備し、市民の皆さんの憩いの場とする「市民の森」を指定しています。

◆始めませんか? 「緑のカーテン」

建物にネットを張り、アサガオやゴーヤなどのつる性植物を這わせて日陰を作り、夏場の室内の温度上昇を抑える「緑のカーテン」は今が始めどき。自宅や職場で取り組んでみませんか?

浄化槽・吸込下水槽への補助

補助金が予算額に達した時点で終了します。

◆家庭用合併処理浄化槽への転換補助 1002535 (ID)

環境対策課 ☎224-5894 ☎225-9800

単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換をする方に、設置費、撤去費および配管費の一部を補助します。

☎4月1日(火)～来年2月13日(金)

◆家庭用合併処理浄化槽の維持管理補助 1002534 (ID)

環境対策課 ☎224-5894 ☎225-9800

浄化槽を新たに設置した場合、使用開始3か月を経過した後の5か月間に「設置後の水質検査(7条検査)」を受け、その後は毎年「定期検査(11条検査)」を受ける義務が生じます。

浄化槽を適正に維持管理するため、保守点検・清掃・法定検査を実施している方に、補助金を交付します。

☎保守点検の契約最終日の翌日から3か月以内または来年3月25日(水)のいずれか早い日まで(契約最終日が来年3月の場合は3月2日(月)から可)

☎下水道処理区域(下水道が使える区域)以外

*申請は、平成26年度以降最初に申請した年度から翌々年度末までできます(上限3回)

◆吸込下水槽の清掃に補助 1002524 (ID)

資源循環推進課 ☎239-6267 ☎239-5054

下水道未整備地域に住んでいる方が、生活雑排水を処理する「吸込下水槽」を清掃したときに補助金を交付しています。

なお、吸込下水槽は浄化槽とは別のものです。

ナラ枯れ防除対策支援補助金

1012509 (ID)

農政課 ☎224-5939 ☎224-8712

ナラ枯れによる被害木またはナラ枯れの被害を受けるおそれのある樹木に対する防除対策にかかる費用の一部を補助します。なお、補助金の交付申請は、同一年度で1回限りです。受け付けは先着順で、補助金が予算額に達した時点で終了します。

☎4月1日(火)～11月28日(金)

☎市内の森林法第5条森林を所有または管理する方、世界農業遺産武蔵野の落ち葉堆肥農法推進協議会が認定する市内在住の実践農業者

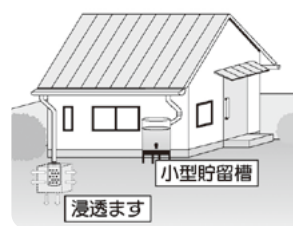
☎補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(千円未満切り捨て。上限20万円)

雨水対策施設の設置補助

1002818 (ID)

下水道課 ☎223-0331 ☎223-0208

雨水が河川等へ流れ込むのを一時的に抑えたり、ためた雨水を有効利用するための雨水対策施設(仮設建築物を除く)を設置する方に費用の一部を補助



します。なお、補助には工事着工前の申請が必要です。

申し込み方法など詳しくは市☎または同課(上下水道局庁舎1階)にあるパンフレットをご確認ください。

☎市の基準を満たす、浸透ます(4基まで)・小型貯留槽(2基まで)

放射性物質やアスベストの調査を行っています

環境対策課 ☎224-5894 ☎225-9800

◆放射性物質測定

●放射線測定器貸し出し(要予約) 1001695 ID

大気中の放射線量測定ができる測定器を貸し出します。予約は電話で同課。

●持ち込み食品の放射性物質簡易測定 1001696 ID (要予約)

市民の皆さんが持ち込んだ食品に含まれる放射性物質の簡易測定を行います。予約は電話で同課。

◆石綿(アスベスト)に関するお知らせ 1012202 ID

建築物・工作物の解体や改修工事を行う場合には、石綿使用の有無について有資格者が事前に調査し、その結果を解体等工事の場所へ掲示することが義務付けられています。また、一定規模以上の解体等工事を行う場合は、事前調査の結果を市に報告する必要があります。

石綿の使用が判明した場合、作業内容の掲示や石綿飛散防止対策の実施が必要です。石綿の除去等には、専門的な技術が必要ですので、専門業者に相談してください。

◆大気中の石綿濃度調査結果 1007931 ID

石綿による大気汚染の状況を把握するため、環境省が作成したマニュアルに従って調査を実施したところ、石綿以外の繊維を含む総繊維数濃度について高い濃度は見られませんでした。

生ごみ処理機器の購入費補助

1017118 ID

資源循環推進課 ☎239-6267 ☎239-5054

生ごみの減量化を進めるため、家庭用生ごみ処理機器を購入しようとする方に補助金を交付します。補助対象の機器は、①コンポスト型容器(1世帯2基まで)、②EM容器(1世帯2基まで)、③キエーロ(1世帯2基まで)、④電動式生ごみ処理機(1世帯1基まで)です。

補助を受けるには、購入前に申請が必要です。受け付けは先着順で、定数になり次第終了します。

☎4月1日(火)～来年2月28日(土)(消印有効)

☎市内在住で、機器を常に良好な状態で維持管理できる方

電動式生ごみ処理機を試してみませんか

1017026 ID

資源循環推進課 ☎239-6267 ☎239-5054

生ごみの減量化を進めるため、電動式生ごみ処理機を先着順で貸し出します。貸し出しは1世帯につき1台、1年に1回限りで期間は30日間までです。

☎4月1日(火)から ☎



住宅改修費用の一部を補助(前期分)

1003030 ID

産業振興課 ☎224-5934 ☎224-8712

地域経済対策の一環として、住宅改修工事費用の一部を補助します。補助金交付決定前に工事着工した場合、補助は受けられません。必ず交付決定後に着工してください。申し込み方法など詳しくは市☎または同課(本庁舎5階)にあるパンフレットをご確認ください。
* 事前申請期間内で申請額が予算の範囲を超えた場合は、抽選で交付対象者を決定します。

☎4月9日(火)～16日(水)

☎改修工事に要した費用(消費税を除く)のうち5%に相当する額で、上限5万円(千円未満切り捨て)。

家庭用パソコンの処分方法

1002407 ID

資源循環推進課 ☎239-6267 ☎239-5054

小型家電リサイクル法認定事業者のリネットジャパンリサイクル(株)と協定を締結し、不要になった家庭用パソコンの宅配便を利用した回収を行っています。パソコンを含む段ボール1箱分の回収料金が無料(大きさ、重さに制限あり)です。なお、2箱目以降とパソコン本体以外は1箱当たり1,848円(税込)*かかります。

* 4月1日(火)から料金に変更されます。「市民のしおり2024年版」掲載の金額と異なりますので、ご注意ください。詳しくは、リネットジャパンリサイクル(株)☎で確認するか、問い合わせ専用窓口 ☎0570-085-800にお尋ねください。

教育振興基本計画審議会委員の募集

教育総務課 ☎224-6074 ☎224-5086

次期川越市教育振興基本計画の策定について審議する委員を募集します。任期は、委嘱の日から令和8年3月31日(火)までです。

【対】 次のすべてを満たす方①市内在住で、令和7年4月1日現在で満18歳以上、②平日昼間に5回程度開催される会議に出席可能、③本市の他の附属機関等の委員でない

【定】 2人(選考)

【申】 4月18日(金)(必着)までに【電子】または同課(東庁舎2階)・市☎にある応募用紙と小論文「今後の川越市の教育振興について必要なこと」(任意の用紙で600字程度)を【郵】・【窓】

外国籍市民会議委員を募集

国際文化交流課 ☎224-5506 ☎224-8712

多文化共生社会の実現に向けて意見交換を行う会議の委員を募集します。任期は令和9年3月までです。

【対】 次の要件をすべて満たす方①令和7年4月1日現在で18歳以上、②本市に1年以上住民登録をしている外国籍、または市内在住で帰化により日本国籍を取得している、③日常会話程度の日本語が話せる、④水曜日の夜間または日曜日の午前に国際交流センターで開催される年5回程度の会議に出席できる

【定】 若干名(選考)

【申】 任意の用紙に住所・氏名・ふりがな・電話番号・年齢・性別・職業・出身国を明記し、「外国籍市民会議に応募する動機」をテーマにした小論文(800字程度)を添えて、4月25日(金)までに国際文化交流課

休日・夜間診療

1001531 ID

事前に電話連絡をしてから受診してください。

	(日)・(祝)・(休)	(月)~(土)
川越市医師会 夜間休日診療所(内・小) 小仙波町2丁目53-1 ☎222-3330	午前9時~11時 午後1時~3時 午後8時~10時	午後8時~10時
予防歯科センター(歯) *応急処置のみ 三久保町18-3 ☎224-3891	午前9時~11時30分	-

* 休日・夜間診療、休日当番医について詳しくは、保健医療推進課 ☎224-5832 ☎224-7318 にお尋ねください。

4月の休日当番医

1015570 ID

受付時間は、午前9時~午後4時。
事前に電話連絡をしてから受診してください。

6日(日)	石井クリニック (今福467-3 ☎244-6205)	内・小・外・婦・麻
13日(日)	猪熊外科胃腸科医院 (新宿町5丁目4-12 ☎242-6780)	胃・外・泌・肛
20日(日)	川越救急クリニック (小仙波1049-1 ☎293-5877)	内・小・外・整外・麻・救急
27日(日)	中村眼科 (通町22-2 ☎227-7277)	眼
29日(祝)	西川病院 (砂久保161-23 ☎246-0011)	精

* 聴覚障害者専用医療機関案内 ☎048-831-0099

- 医療相談には対応していません。
- 依頼書は県☎「医療機関案内」に掲載しています。



◆ 急な病気やけがの時に、症状に応じた対処法や受診の必要性について看護師に相談できる埼玉県救急電話相談(#7119)もご活用ください。

地域の国際化貢献事業補助金

1003513 ID

国際文化交流課 ☎224-5506 ☎224-8712

多文化共生や国際交流・協力を推進するため、地域の国際化に貢献する活動を行う市民団体に上限4万円（補助率2分の1）の補助金を交付します。受け付けは先着順で、補助金が予算額に達した時点で終了。

☎4月8日(火)午前8時30分～

☎①青少年等の国際交流、海外文化紹介等を通じて、広く市民の国際理解を促進することができる事業、②教育、地球環境、公衆衛生、農業技術等の技術援助等を通じて国際貢献をする事業、③日本語指導、通訳のボランティア活動等を通じて、外国籍市民が暮らしやすいまちづくりを推進する事業

博物館市民ボランティアを募集

1016337 ID

博物館 ☎222-5399 ☎222-5396

子ども向け事業の指導や学習支援、本丸御殿などのボランティアガイドなどを行う「市民ボランティア」を募集します。応募者は4月20日(日)に実施する説明会に参加が必要です。

☎4月1日現在18歳以上で博物館に理解と関心のある方

☎4月1日(火)～8日(火)(必着)に【電子】または同館・市☎にある応募用紙を ☎・【窓】

博物館ジュニアボランティアを募集

1016338 ID

博物館 ☎222-5399 ☎222-5396

子ども向け事業の「こども体験教室」などを手伝う「ジュニアボランティア」を募集します。応募者は5月18日(日)に実施する説明会に保護者同伴で参加が必要です。

☎市内在住の小学校5年生～高校生

☎4月13日(日)～5月5日(火)(必着)に【電子】または同館・市☎にある応募用紙を ☎・【窓】

ミニ・インフォメーション

●産後ケアをご利用ください ☎1007228

母子保健課 ☎229-4125 ☎225-1291

安心して子育てができるよう、市が委託した助産所や医療機関等で授乳指導や育児相談等が受けられます。4月から委託先や利用時間を変更します。

●「肥え土」ご存じですか？ ☎1002449

資源循環推進課 ☎239-5053 ☎239-5054

資源化センターに持ち込まれた剪定枝を土壌改良材「肥え土」に変えて毎月抽選頒布しています。資源のリサイクルにもつながりますので、ぜひご利用ください。

●「市民意見箱」の名称が変わります

広聴課 ☎224-5011 ☎222-5454

4月1日(火)から「市民意見箱」の名称が「わたしの提案」に変わります。詳しくは広報川越5月号でお知らせします。

●4月は「若年層の性暴力被害予防月間」 ☎1011288

男女共同参画課 ☎224-5723 ☎224-6705

4月は進学や就職といった生活環境の変化に伴い、若年層を狙った性犯罪被害のリスクが高まる時期です。同意のない性的な行為はいかなる関係性・理由があっても性暴力です。被害に遭っているかもしれないと感じたら、一人で悩まずにご相談ください。

●令和6年度包括外部監査の結果 ☎1016163

監査委員事務局 ☎224-6132 ☎224-1933

テーマは「学校教育に関する事務の執行及び運営管理について」。詳しくは、情報公開コーナー（東庁舎1階）・公民館・図書館・市☎で確認できます。

●改正育児・介護休業法が施行 ☎1012072

雇用支援課 ☎238-6702 ☎238-6703

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等を目的として4月1日(火)から段階的に施行されます。

☎埼玉労働局雇用環境・均等部指導課 ☎048-600-6269